

第10回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 平成30年10月15日(月)

場所 市役所3階 301会議室

議事日程

議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について (申請件数 1件)

議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について (申請件数 2件)

議案第3号 現況農地の認定基準について

報告第1号 農地法第4条に係る会長専決処理について (申請件数 2件)

報告第2号 農地法第5条に係る会長専決処理について (申請件数 8件)

応召委員(13名)

1番	川島 修	2番	内野 晴夫
3番	藤野 政彦	4番	石川 裕一
5番	伊東 誠司	6番	榎本 英雄
7番	荒幡 善政	8番	安彦 祥子
9番	高橋 文雄	10番	大口 貴司
11番	朝倉 庄吉郎	12番	奥住 雄一
13番	田代 敏夫		

職務のため出席した者(事務局)	事務局長	古川 敦司
	事務局次長	本木 豊
	事務局書記	進藤 博

午後3時58分開会

議長
(田代 敏夫君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第10回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は13名であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

異議なしと認め、4番石川裕一委員、8番高橋文雄委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて」1件あります。事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第1号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、1件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明であります。

相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりで、地目は畑になります。理由は自ら農地として利用しているもので、平成24年2月14日に相続し、前回調査は、平成27年9月15日になります。

以上でございます。

議 長
(田代 敏夫君)

ただ今事務局より説明がありましたが、本件につきまして、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を榎本部長に報告していただきます。

それでは榎本部長、よろしくをお願いいたします。

6 番
(榎本 英雄君)

本日、午後2時30分から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて」1件あります。

申請番号1番の申請地の農地でございますが、①の農地はハウレン草、ナス、イチゴ、ピーマン、オクラ、ネギ等が栽培されており一部準備中でした。②の農地は、ジャガイモ、ブロッコリー、キャベツ、白菜、玉ネギ、カリフラ

ワー、ネギ、人参が栽培されておりました。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては証明書の発行はよろしいかと思えます。

議 長
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。この申請につきましては私の担当地区になりますので説明いたします。本人と会い現地確認をしておりますのでよろしくお願いいたします。他に御意見等ございましたら伺います。

委 員

なし。

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は証明書の発行をしたいと思えます。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

ありがとうございます。異議ないようですので議案第1号につきましては、証明書を発行いたします。
次に議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」2件あります。
事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。
議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者について」2件ございます。

1件目につきましては、申請人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりで、地目は畑になります。平成30年7月21日、申請人の父の死亡により生産緑地法第10条に基づき、市町に対し当該生産緑地の買取を申し出るためのものがございます。

2件目につきましては、申請人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりで、地目は畑になります。平成30年4月19日、申請人の母の死亡により生産緑地法第10条に基づき、市町に対し当該生産緑地の買取を申し出る

<p>議 長 (田代 敏夫君)</p>	<p>ためのものがございます。 以上でございます。</p>
<p>議 長 (田代 敏夫君)</p>	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、本件につきまして、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を榎本部会長に報告していただきます。</p> <p>それでは榎本部会長、よろしく願いいたします。</p>
<p>6 番 (榎本 英雄君)</p>	<p>先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。</p> <p>議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願いについて」2件あります。</p> <p>申請番号1番の農地でございますが、作付け準備中でした。現地は適正に管理されており問題はございませんでした。</p> <p>申請番号2番の農地でございますが、八つ頭、柿、梅、ミカンが栽培されており、一部作付け準備中でした。現地は適正に管理されており問題はございませんでした。</p> <p>以上の事から、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいかと思われます。</p>
<p>議 長 (田代 敏夫君)</p>	<p>報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。はい、石川委員</p>
<p>4 番 (石川 裕一君)</p>	<p>1番、2番の申請地について現地を確認しております。</p>
<p>議 長 (田代 敏夫君)</p>	<p>他に御意見等ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>なし</p>
<p>議 長 (田代 敏夫君)</p>	<p>御意見等ないようですので、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願いについて」は証明書の発行をしたいと思ひます。御異議等ございませんか。</p>

委員	異議なし
議長 (田代 敏夫君)	<p>異議ないようですので議案第 2 号につきましては証明書の発行をすることといたします。</p> <p>次に議案第 3 号「現況農地の認定基準について上程いたします。事務局より説明いたさせます。</p>
事務局 (本木 豊君)	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>議案第 3 号「現況農地の認定基準」についてでございます。</p> <p>本件は、過去に農地法第 4 条及び第 5 条に転用がされている農地や、転用の事実がなくても現況が農地として利用されている土地について、土地の所有者及び耕作者の地位向上に資することを目的として、農業委員会が農地として認定するための基準となるものでございます。</p> <p>本件につきましては、前回までの協議会で基準案について御説明させていただき、特に御意見等がなかったことから、今回議案として提出したものでございます。</p> <p>よろしくご審議の上、御決定を賜りたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長 (田代 敏夫君)	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。</p>
委員	なし
議長 (田代 敏夫君)	<p>御意見等ないようですので、議案第 3 号「現況農地の認定基準につきましては、原案どおり決定したいと思います。御異議等ございませんか。</p>
委員	異議なし。
議長 (田代 敏夫君)	<p>ありがとうございます。それでは議案第 3 号につきましては原案どおり決定致します。</p> <p>次に報告第 1 号「農地法第 4 条に係る会長専決処理について」 2 件あります。事務局より説明いたさせます。</p>

事務局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

報告第1号農地法第4条に係る会長専決について2件ございます。

本件は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届け出であります。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目はいずれも畑で、転用目的につきましては、1番が駐車場、2番は道路でございます。以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただ今事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、川島委員。

1番
(川島 修君)

1番、2番の届け出地につきましては確認しております。

議長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませぬか。

委員

なし

議長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は終了いたします。

次に報告第1号「農地法第5条に係る会長専決処理について」8件あります。事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

報告第1号農地法第5条に係る会長専決について8件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出であります。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目はいずれも畑でございます。

転用目的は、1番が分譲地、2番と3番が宅地拡大、4番から8番までが一般住宅でございます。

	以上でございます。
議 長 (田代 敏夫君)	報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。はい、内野委員
2 番 (内野 晴夫君)	1 番ですが現地を確認しております。私の畑の隣で今は野菜が植わっています。
6 番 (榎本 英雄君)	2 番ですが現地確認しております。現在土木関係の工事が始まっておりました。
3 番 (藤野 政彦君)	3 番ですが特に問題はありません。6 番は分譲の看板が出ておりました。この土地ですが、過去に住宅が建っておりましたが転用していなかったのですか。
事 務 局 (進藤 博君)	この土地は過去に 4 条の転用が済んでおりましたが、地目変更をしておりませんでしたので地目が畑のままになっております。今回売買により所有権移転登記をするために 5 条の届け出をするものです。
4 番 (石川 裕一君)	4 番、5 番につきまして現地確認をしております。
1 1 番 (朝倉 庄吉郎君)	7 番について現地を確認しております。現地は更地の状態です。
9 番 (高橋 文雄君)	8 番ですが、すでに砂利が入っており整地されておりました。
議 長 (田代 敏夫君)	他に御意見等ございませんか。
委 員	なし
議 長 (田代 敏夫君)	御意見等ないようですので、報告第 1 号「農地法第 5 条に係る会長専決について」は終了いたします。 以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これもちまして第10回総会を終了いたします。
大変ご苦労様でした。

午後4時16分閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

平成30年10月15日

会 長 田 代 敏 夫 ⑩

署名委員 石 川 裕 一 ⑩

署名委員 高 橋 文 雄 ⑩